

平成 25 年 4 月 19 日

各 位

いちごグループホールディングス株式会社
代 表 者 代表執行役会長 スコット キャロン
(コード番号 2337 大証 J A S D A Q)
問 合 せ 先 執行役副社長 石原 実
(電話番号 03-3502-4818)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割および単元株制度採用の目的

当社は、2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨および当社の成長性に鑑み、当社の株式の流動性向上と投資家層の拡大を図るため、本日開催の取締役会において、2013年9月1日を効力発生日として、当社の株式を1株につき200株の割合で分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用することといたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2013年8月31日（当日は土曜日につき実質的には2013年8月30日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株の割合で分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,260,049 株
今回の分割により増加する株式数	449,749,751 株
株式分割後の発行済株式総数	452,009,800 株
株式分割後の発行可能株式総数	550,000,000 株

※上述発行済株式総数および増加する株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日まで
の間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	2013年8月15日
基準日	2013年8月31日（実質的には2013年8月30日（金））
効力発生日	2013年9月1日

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権 1 株当たりの行使価額を 2013 年 9 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第 9 回新株予約権 (2009 年 7 月 14 日取締役会決議)	13,381 円	67 円
第 10 回新株予約権 (2011 年 8 月 8 日取締役会決議)	11,000 円	55 円
第 11 回新株予約権 (2012 年 8 月 24 日取締役会決議)	12,000 円	60 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上述株式分割の効力発生日である 2013 年 9 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 2013 年 9 月 1 日

※2013 年 8 月 28 日 (水) をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上述株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、2013 年 9 月 1 日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行する株式の総数は、 <u>2,750,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行する株式の総数は、 <u>550,000,000</u> 株とする。
(新 設)	<u>(単元株式数)</u> 第 6 条の 2 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新 設)	<u>(効力発生日)</u> 第 44 条 第 6 条の変更及び第 6 条の 2 の新設は、 <u>2013 年 9 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

以 上